

令和 4年 12 月 7日

保護者 様

丹波篠山市立西紀中学校  
校 長 井上 敏昭

### インフルエンザり患時の登校について

平素は、本校（園）の学校保健の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、お子さまがインフルエンザにかかれて完治後に登校（園）される場合、市内の医療機関を受診された方には原則「り患証明書」が発行されますので、登校する際には「り患証明書」を提出いただくようお願いいたします。

市外で受診されるなど、初診の際に「り患証明書」が出されなかった場合には、受診された医療機関で発症日を確認いただき、「インフルエンザ用登校届」を保護者で記入のうえ提出いただくようお願いいたします。

なお、上記の取り扱いについては「インフルエンザ」のみになります。その他の感染症（新型コロナウイルス感染症を除く）にかかれた場合はこれまでどおり医療機関で記入していただく「登校許可書」を提出いただくようお願いいたします。

ご不明な点がありましたら学校にお問い合わせください。

#### 記

1. 対象疾病 インフルエンザ

2. 登校可能日 インフルエンザにおける出席停止期間の基準

【発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで】の翌日  
※幼児とは小学校入学前の園児のことです。

【参考】医療機関の証明などがない場合（登校可能日を参考にする）

日 数	0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
小学生 中学生	発症日	—	—	解熱	熱なし 1日目	熱なし 2日目	登校可能
園 児	発症日	—	解熱	熱なし 1日目	熱なし 2日目	熱なし 3日目	登園可能